



1944 (昭和19)年3月6日

「社団法人全国農業会家の光協会」 設立総会

1944 (昭和19)年4月23日

設立認可



監修 **堀越芳昭**
山梨学院大学 元教授

第91回からの連載で昭和10年代における『家の光』の絶頂期と用紙削減による逆境をみてきた。

今回は、昭和10年代後半、戦時体制が強化されるなかで農業団体の再編問題が起こり、産業組合も農業会に統合されたこと、産業組合中央会から出されていた『家の光』も雑誌統合という問題に直面したこと、最後にはこれらの難局を乗り越え、「社団法人全国農業会家の光協会」が誕生し、『家の光』が存続したことをみていく。

■ 農業団体の「再編問題」

1937(昭和12)年7月の盧溝橋事件から拡大した日華事変により、農村は多くの農民を戦場に送ることになり、労働力不足、農産物価格の下落、肥料・農機具などの生産資材の不足等に直面し、農業生産力は低下していった。このようななかで産業組合の統制的役割について議論が高まっていく。

1941(昭和16)年1月には、新たに全国購買販売組合連合会(全購販連=全国購買組合連合会・全国米穀販売購買組合連合会・大日本柑橘販売組合連合会)の三団体による合併が発足し、産業組合の一元的統制機関が誕生した。こうした“統制と産組の関係は、また産組以外の農業諸団体をも含む農業団体の統制の問題”(米坂龍男氏)でもあった。

これ以降、農業団体の統制に向けての議論・動きは大きくなり、ついに1942(昭和17)年3月、衆議院で「農業団体統合に関する決議案」が決議された。こうした議論・展開等の到達点が農業諸団体の「農業会への統合」であった。その結

果1943(昭和18)年3月、「農業団体法」が公布された(同年9月15日施行)。この法律で生まれた農業会は、産業組合とは著しく趣の違うものであった。次の引用は、同年2月衆議院本会議における農学者でもあった東郷実 委員長による農業団体法の審議結果の説明である。

その主要な点は、「新農業団体は農会、産業組合、畜産組合、養蚕組合および茶業組合の各系統団体を統合整備致しまして、戦力増強の基礎たる食糧の増産確保に全農業者の総力を結集し、その活動の最高効率を発揮せしめ、もって大東亜戦争の完遂に遺憾なき体制を確立するために中央農業会および全国農業経済会を中央に、道府県農業会を道府県に、市町村農業会を市町村に、それぞれ設けんとするものであります」「次に本団体は、その重大使命に鑑みまして中央団体の会長、理事長等は主務大臣これを任命し、その他の団体の役員について、行政官庁がこれを任命又は認可することになっていきます」というところであろう。

新しい農業会の大きな特徴は、①「戦力増強」「大東亜戦争の完遂」という言葉が示すように戦争のための国策遂行機関であった。②役員を選任に当たって行政の関与が強かったことなどから協同組合としての性格をもつものではなかった。

なお、産業組合中央会は中央農業会に統合され『家の光』もその一部局となった。

■「社団法人全国農業会家の光協会」の設立までの動き

団体の統合と同時に、それぞれの団体で出していた雑誌、新聞にも統合問題が待ち構えていた。出版統制団体として1943(昭和18)年に新設された日本出版会では、雑誌を国民雑誌、職能雑誌、特殊雑誌の三部門に分類してそのなかで整理統合するという方針を決めていた。

そして、日本出版会は『家の光』が100万部以上の雑誌であることから、用紙を大量に使用する国民雑誌部門に入ることを希望したにもかかわらず、用紙の枠の小さい農業雑誌(職能雑誌)部門に入れられることになった(その理由について筆者は大政翼賛会の意向が働いたと考える。その理由は、大政翼賛会が『家の光』の用紙を狙っていたといわれているからである)。このことは『家の光』が将来とも中央農業会で発行されるとなると、大量の部数は望めないことを意味していた。当時の家の光部長(池辺伝)は、中央農業会の千石常任顧問・小平副会長等と相談しながら「中央農業会から分離独立して専業体制を取る」という方針を固めた。

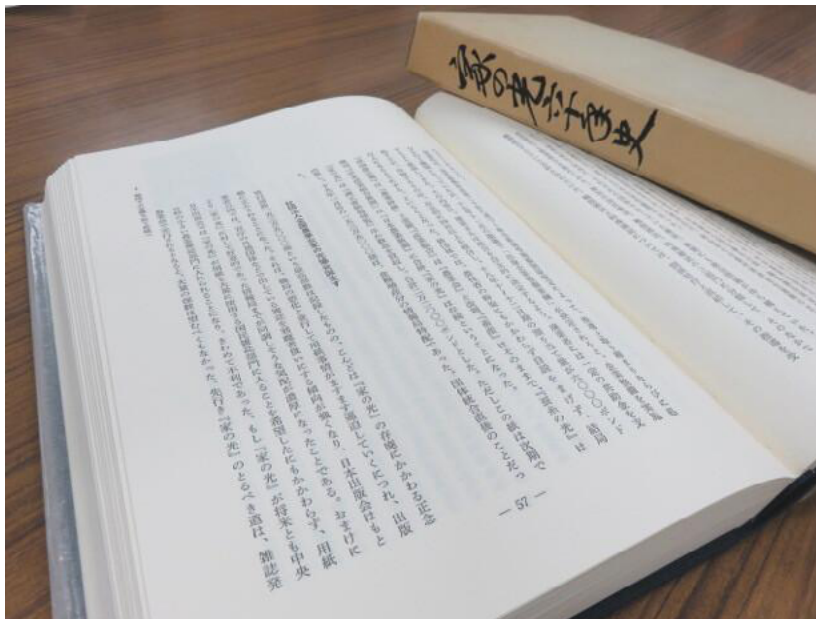
この方針を農商務省に打診したところ「中央農業会の使命を農民に伝える役目を果たすことにはならない」と反対され、中央農業会も「家の光独立絶対反対」の空気であった。とりわけ帝国農会出身の東浦庄治理事は「帝国農会はすべての機関誌をもって統合したのに、『家の光』を独立させるというのでは、統合の趣旨に反する」と譲らなかつた。もう一つには、『家の光』が100万部を超える雑誌

で、財政面での寄与が大きく、これを手放すことは考えられなかったのである。

こうした反対があったにも拘わらず池辺部長は、小平副会長に説明そして協議を進めて「専業体制」の設計図を描いていく。当初は財団法人を考えてみたが、官庁関係の通りもいだろうとして社団法人とすることにした。さらに、『家の光』の用紙の割り当てを直接担当していた内閣情報局に説明し意向を確認した。情報局の了解を取り付け、①『家の光』を農商務省、情報局の共管とする、②分離独立後、用紙配給は一般の標準に照らして確保する、③『家の光』の配給は従来どおり農業会系統を通じて行う、という三つの原則を得た。こうした状況を受けて、千石顧問、小平副会長は反対陣営の説得工作を行い話をまとめた。

1944(昭和19)年の産業組合記念日である3月6日に「社団法人全国農業会家の光協会」の設立総会が開催された。定款、事業計画、役員を決め、設立認可の申請書を農商務省と情報局に提出することになった。

設立の認可に時間を要したものの、4月23日に設立の認可がおり、『家の光』創刊の日当たる5月1日に、大東亜会館(東京會館)で、披露会が開催された。



『家の光』存続までの道のりは『家の光六十年史』に記されている

■ 存廃の危機を乗り越える

産業組合が農業会に統合された後の雑誌統合問題について、『家の光六十年史』は「こんどは『家の光』の存廃にかかわる正念場に立たされることになった」と述べている。この記述は、中央農業会に統合された帝国農会がそれまでの機関誌

『帝国農会報』を『農事研修』と改題し、農業団体再編に対応したことから、『家の光』の「独立絶対反対」を叫び、農商務省も反対を表明し、さらに大政翼賛会の思惑という、四面楚歌に直面していたことを物語っている。

そういうなかで、100万部雑誌であった『家の光』の存続に向けた取り組みに心を打たれる。とりわけ当時の池辺部長をはじめとする関係者の働きは忘れてはなるまい。歴史に“タラ、レバ”は許されないが、農業団体再編の時に時流に流されていたのであれば、今日の『家の光』の存在があったのであろうか。

与えられた職責をしっかりと全うすることがそれぞれの団体、組織の歴史をつくることに寄与する、ということを筆者は学んだ。

<参考文献>

都市版『家の光』(昭和16年、11月号)

『家の光六十年史』(昭和61年3月)

米坂龍男『農業協同組合史入門 四訂』(全国協同出版 昭和57年)